

# 島根県報

号外第一一七号  
平成十四年十一月二十七日  
(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇島根県立短期大学条例の一部を改正する条例（条例第六七号）

一 条例の概要

国立大学の授業料の額の改定に準じた授業料の額の改定（別表関係）

条  
例

目  
次

島根県立短期大学条例の一部を改正する条例

（総務課）五

島根県立大学条例の一部を改正する条例

（人事課）六

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）七

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（教育庁総務課）一九

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）二六

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）二八

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（企業局総務課）三〇

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例

（景観自然課）三一

島根県立三瓶山北の原野営場条例の一部を改正する条例

（人事課）四〇

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）四一

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例

（議員提出）四四

区 分	改 正 前		改 正 後	
	一般学生	年額 四九六、八〇〇円	一般学生	年額 五二〇、八〇〇円
科 目 等 履 修 生	一 单 位	一三、八〇〇円	一 单 位	一四、四〇〇円
聽 講 生	一 单 位	四、六〇〇円	一 单 位	四、八〇〇円
特 別 聽 講 学 生	一 单 位	一三、八〇〇円	一 单 位	一四、四〇〇円
研 究 生	月額 二七、六〇〇円	月額 二八、九〇〇円	月額 二八、九〇〇円	月額 二八、九〇〇円

二 施行期日等

平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、平成十一年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例によることとした。

◇島根県立大学条例の一部を改正する条例（条例第六八号）

一 条例の概要

1 国立大学の授業料の額の改定に準じた授業料の額の改定（別表関係）

区 分	改 正 前		改 正 後	
	一般学生	年額 四九六、八〇〇円	一般学生	年額 五二〇、八〇〇円
科 目 等 履 修 生	一 单 位	一三、八〇〇円	一 单 位	一四、四〇〇円
聽 講 生	一 单 位	四、六〇〇円	一 单 位	四、八〇〇円
特 別 聽 講 学 生	一 单 位	一三、八〇〇円	一 单 位	一四、四〇〇円
研 究 生	月額 二七、六〇〇円	月額 二八、九〇〇円	月額 二八、九〇〇円	月額 二八、九〇〇円

2 大学院の設置に伴う授業料等の額の設定（第六条・第七条・第九条・別表関

- (1) 入学料、授業料及び大学院の一般学生以外の学生の入学検定料は、学部の学生と同額とすることとした。

- (2) 一般学生の入学検定料については、三〇〇、〇〇〇円とすることとした。  
 (3) 大学院において、特別研究学生を新設し、授業料等は研究生と同額とすることとした。

## 二 施行期日

規則で定める日から施行することとした。ただし、大学院の入学者に係る入学検定料及び入学料に関する規定は、公布の日から施行することとした。

### ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第六九号）

### ◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第七〇号）

### ◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

## 一 条例の概要

### 1 納入料表の改正

職員の納入料表を国家公務員の例に準じて改正することとした。

### 2 初任給調整手当の支給月額の限度額の改正

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けるもの	三十一万六千四百円	三十一万五千四百円
医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けないもの	五万三千六百円	五万八百円

## 3 扶養手当の手当額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
配偶者	一万六千円	一万四千円
配偶者以外の子、父母等扶養親族のうち三人目以降	三千円	五千円

## 4 期末・勤勉手当の支給割合の改正

(1) 平成十四年度  
期末手当の支給割合を百分の五減することとした。

ア 再任用職員以外の職員	支給月	支給月	支給月
イ 再任用職員	支給月	支給月	支給月
ア (イ)以外の職員	支給月	支給月	支給月
ア (イ)以外の職員	支給月	支給月	支給月

## (2)

平成十五年度以降

ア及びイの職員については、三月期の期末手当の支給を廃止し、期末手当の支給割合の一部を勤勉手当に振り替えることとした。

ウの職員については、三月期の期末手当の支給を廃止し、当該支給割合を他の支給期に分配することとした。

ア 再任用職員以外の職員

ア (イ)以外の職員

支給月	期末手当		勤勉手当
	改正前	改正後	
十二月	百分の百五十五	百分の百四十五	改正前
一月	百分の百五十五	百分の百七千	改正後
二月	百分の百七千	百分の六十五	改正前
三月	百分の五十五	百分の七十	改正後
四月	百分の五十五	百分の七十五	改正前
五月	百分の五十五	百分の九十五	改正後
六月	百分の五十五	百分の九十五	改正前
七月	百分の五十五	百分の九十五	改正後

### (イ) 特定幹部職員（部次長級の職員）

支給月	期末手当		勤勉手当
	改正前	改正後	
六月	百分の五十	廢止	改正前
七月	百分の百二十五	百分の百三十五	改正後
八月	百分の百三十五	百分の百三十五	改正前
九月	百分の百五十	百分の七十五	改正後
十月	百分の九十五	百分の九十五	改正前

## イ 再任用職員

(ア) (イ)以外の再任用職員

支給月	期末手当		勤勉手当	
	改正前	改正後	改正前	改正後
三月	百分の二十五	廃止	—	—
六月	百分の七十	百分の八十五	百分の三十	百分の三十五
十二月	百分の九十	百分の九十	百分の三十	百分の三十五

## (イ) 特定幹部職員（部次長級の再任用職員）

支給月	期末手当		勤勉手当	
	改正前	改正後	改正前	改正後
三月	百分の二十五	廃止	—	—
六月	百分の六十	百分の七十五	百分の四十	百分の四十五
十二月	百分の八十	百分の八十	百分の四十	百分の四十五

## ウ 中央病院の院長及び大学の学長

支給月	期末手当		勤勉手当	
	改正前	改正後	改正前	改正後
三月	百分の五十	廃止	—	—
六月	百分の百四十五	百分の百七十	百分の百八十五	百分の百八十
十二月	百分の百五十五	百分の百八十五	百分の百八十五	百分の百八十

## (3) その他

平成十四年四月からの年間給与について、民間との実質的な均衡を図れる

よう、平成十五年三月の期末手当において所要の調整措置を行うこととした。

## 5 その他規定の整理

## 二 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

から施行することとした。ただし、4の(2)については、平成十五年四月一日から

施行することとした。

◇特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

## 一 条例の概要

## 期末手当の支給割合の改正

## (1) 平成十四年度

期末手当の支給割合を百分の五減ずることとした。

支給月	期末手当	
	改正前	改正後
三月	百分の五十五	百分の五十

## (2) 平成十五年度以降

三月期の期末手当の支給を廃止し、当該支給割合を他の支給期に分配することとした。

支給月	期末手当	
	改正前	改正後
三月	百分の五十	廃止
六月	百分の百四十五	百分の百七十
十二月	百分の百五十五	百分の百八十

## 二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、(2)については、平成十五年四月一日から施行することとした。

## ◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

## 一 条例の概要

## 1 三月期の期末手当の支給を廃止することとした。

## 2 その他規定の整理

## 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

## 一 条例の概要

## ◇島根県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 1 特別地域における規制の追加（第十一条関係）  
 知事の許可を要する行為として、(1)～(3)を追加することとした。
- (1) 知事が指定する物の集積又は貯蔵等  
 (2) 知事が指定する動物の捕獲等  
 (3) 風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるもの
- 2 風景地保護協定制度の創設（第五章関係）
- 3 公園管理団体制度の創設（第六章関係）
- 4 その他
- (1) 違法行為に対する是正措置の強化（第十四条関係）  
 (2) 罰金の額の引上げ等（第八章関係）  
 (3) 規定の整理
- 5 関係条例の改正
- (1) 島根県屋外広告物条例  
 規定の整理  
 (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例  
 中止命令の追加及び規定の整理  
 二 施行期日
- 法律の施行の日から施行することとした。
- ◇島根県立三瓶山北の原野営場条例の一部を改正する条例（条例第七五号）
- 一 条例の概要
- 1 島根県立三瓶山北の原野営場の施設及び設備の使用許可を受けた者は、財團法人三瓶フィールドミュージアム財団（以下「管理受託者」という。）に対し  
 て使用料を支払わなければならないこととした。（第十条関係）  
 2 使用料は、管理受託者にその収入として收受させることとした。（第十条関係）  
 3 使用料は、所定の基準額に○・八を乗じて得た額から当該基準額に一・二を乗じて得た額までの範囲内で、管理受託者が知事の承認を受けて定める額とすることとした。（第十条・別表の二の表関係）  
 4 一般キャンプサイト及び集団キャンプサイトにおける使用料の基準額を、サ

イト単位からテント単位に改めることとした。（別表の一の表関係）  
 5 その他規定の整備

二 施行期日  
 平成十五年四月一日から施行することとした。  
 ◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

一 条例の概要  
 1 三瓶小豆原埋没林公園を島根県立三瓶自然館の附属施設として設置することとした。（第三条関係）  
 2 三瓶小豆原埋没林公園の設置に伴う観覧料及び島根県立三瓶自然館との共通観覧料の設定（第七条・別表第二関係）  
 3 観覧料の割引料金適用範囲の拡大（別表第二関係）  
 4 その他規定の整備

二 施行期日  
 規則で定める日から施行することとした。  
 ◇島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（条例第七七号）

一 条例の概要  
 1 この条例は、出資法人の健全な運営を図り、もって県が出資法人とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成することを目的としたこととした。（第一条関係）  
 2 この条例において使用する主な用語の定義を定めることとした。（第二条関係）  
 (1) 経営評価 出資法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性などの視点から、当該出資法人自らが経営全体を分析し、その結果に基づき総合的に評価を行うこと  
 (2) 評価対象法人 県の人的及び財政的支援並びに県の出資の割合から、経営評価を実施する必要があると認められる出資法人

3 県は、出資法人に対してその担う役割が十分發揮できるよう必要に応じて関与するとともに、適切な指導監督を行うものとすることとした。（第三条関

(係)

4 評価対象法人は経営評価を行い、その結果を記載した経営評価報告書を知事又は教育委員会に提出しなければならないこととした。(第四条関係)

5 知事又は教育委員会は、経営評価報告書をあらかじめ定める基準によって評価し、その評価を記載した評価調査書を作成するものとすることとした。(第五条関係)

6 知事又は教育委員会は、評価調査書を経営評価報告書とともに議会に提出し、かつ、県民へ公表するものとすることとした。(第六条関係)

7 知事又は教育委員会は、経営改善が必要な評価対象法人に対して必要な措置を講ずるものとすることとした。(第七条関係)

## 二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、第四条から第七条までの規定については、評価対象法人が実施する平成十五年度事業に係る経営評価から適用することとした。

# 條例

島根県立短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

## 島根県条例第六十七号

島根県立短期大学条例の一部を改正する条例

島根県立短期大学条例（昭和三十九年島根県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表授業料の項中「三六一、八〇〇円」を「三七九、一〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、九〇〇円」に改める。

島根県知事 澄田信義

（施行期日）

## 附則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額については、この条例による改正後の島根県立短期大学条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

**島根県条例第六十八号**

島根県立大学条例の一部を改正する条例

島根県立大学条例（平成十一年島根県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項、第七条第一項及び第三項並びに第九条第一項中「及び研究生」を「、研究生及び特別研究学生」に改める。  
別表中表の部分を次のように改める。

区 分		一般学生	科目等履修生	聴講生	特別聴講学生	研究生及び 特別研究学生
入学	学部					
検定料		一七、〇〇〇円	九、八〇〇円	九、八〇〇円	九、八〇〇円	九、八〇〇円
大学院	三〇、〇〇〇円	九、八〇〇円	一	一	九、八〇〇円	九、八〇〇円
						九、八〇〇円
						九、八〇〇円

島根県条例第六十九号

入学料 授業料	県内者 県外者	一八八、〇〇〇円	一八、八〇〇円	一	一八、八〇〇円
		二八二、〇〇〇円	二八、二〇〇円	一	二八、二〇〇円
学生寮使用料	月額	年額 五一〇、八〇〇円	一四、四〇〇円	四、八〇〇円	一四、四〇〇円
		月額 一四、〇〇〇円			月額 二八、九〇〇円

別表の備考の一中「及び研究生」を「、研究生及び特別研究学生」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(大学院の入学検定料及び入学料の額に関する規定の適用)

2 島根県立大学の大学院の設置に伴う最初の入学検定を受けようとする者に係る入学検定料及び最初の入学しようとする者に係る入学料については、別表の規定を適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基き」を「基づき」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「第二条第四項」を「第一条第五項」に改める。

第四条第十一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第七条の三第一項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万一千四百円」に改め、同項第二号中「五万千六百円」を「五万八百円」に改める。

第八条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十五条の五第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

第十五条の九第一項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一（第三条関係）

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号 紙	給料月額									
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21				299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200		
	22				301,000	354,700	375,500	414,500	431,900			
	23				302,900	357,000	378,000	417,900				
	24				304,900	359,200	380,600	421,400				
	25				306,900	361,600	383,200					
	26				308,700	363,800	385,900					
	27				310,600	366,100						
	28				312,600	368,400						
	29				314,500							
	30				316,500							
	31				318,400							
	32				320,300							
再任 用職 員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第4項に規定する職員を除く。

## 別表第二(第三条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号 級	給料月額								
再任用職員以外の職員	1	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	2	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	27	332,600	354,900	392,800	422,600						
	28	337,500	360,300	398,600	425,800						
	29	341,100	365,100	402,200	428,600						
	30	344,800	369,500	405,200	431,500						
	31	348,600	374,000	408,100							
	32	352,400	376,600	411,100							
	33	354,800	379,200	414,300							
	34		381,700	417,100							
	35		384,300	419,900							
	36		386,900								
再任用職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三（第三条関係）

## 海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 紙	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円
	1	—	—	252,400	304,000	332,000
	2	137,500	215,300	261,400	317,600	343,400
	3	141,500	224,000	271,000	330,600	354,700
	4	146,500	232,700	281,200	341,700	366,000
	5	154,400	240,600	294,800	352,900	377,300
	6	162,200	248,500	308,300	364,200	388,200
	7	171,500	256,100	321,100	375,400	402,200
	8	181,100	263,400	329,600	386,300	415,900
	9	190,800	271,100	338,100	397,100	429,200
	10	201,100	278,300	346,500	407,800	438,500
	11	211,700	285,400	354,400	418,400	447,400
	12	218,400	291,600	362,000	426,900	455,700
	13	224,600	297,300	369,300	433,800	463,800
	14	229,300	303,000	376,400	440,700	470,400
	15	233,000	307,600	383,200	447,400	475,400
	16	237,000	312,100	389,600	451,700	479,400
	17	240,800	316,400	395,500	454,800	483,300
	18	244,700	319,400	398,500	458,200	487,100
	19	247,900	322,400	401,400	461,600	490,900
	20	251,100		404,100	464,900	494,600
	21	254,300		407,000	468,400	498,200
	22	257,400		409,700	471,900	501,800
	23	259,300		412,600	475,200	505,600
	24			415,500	478,600	
	25			418,500	482,200	
	26			421,600		
	27			424,600		
再任 用職 員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100

備考 この表は、試験船、実習船等に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四(第三条関係)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1		円	円	円	円
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任 用職 員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五（第三条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1		円 —	299,100	350,800	430,800			
	2		237,600	315,300	367,700	443,800			
	3		247,800	331,800	384,500	455,900			
	4		263,300	348,400	401,400	467,800			
	5		279,600	365,000	414,200	479,300			
	6		295,700	381,700	427,300	490,700			
	7		310,800	398,500	440,000	501,600			
	8		326,500	411,200	452,100	512,000			
	9		341,500	422,700	463,700	522,300			
	10		354,500	433,400	474,700	532,000			
	11		367,400	443,000	485,500	541,800			
	12		380,000	452,200	495,900	550,800			
	13		389,300	461,200	505,800	559,500			
	14		398,200	470,000	515,600	568,200			
	15		405,500	478,800	524,000	576,600			
	16		410,200	487,400	532,500	585,100			
	17		414,800	493,500	541,000	593,000			
	18		417,400	498,400	547,700	599,500			
	19			502,600	554,300	604,800			
	20			506,000	559,000	609,500			
	21			509,500	563,700				
	22			513,000	568,300				
	23			516,400	572,400				
	24			519,900	576,600				
	特1					580,000			
	特2					644,000			
	特3					713,000			
	特4					793,000			
	特5					854,000			
	特6					917,000			
	特7					1,003,000			
再任 用職 員			297,700	350,300	402,300	470,900			

備考 (一) この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の4級の特1号給から特7号給までの号給は、中央病院の院長のみに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任 用職 員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1		円	円	円	円	円	円
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任 用職 員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一項中「、三月一日」を削り、同条第二項中「、三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改め、「得た額〔〕の下に「中央病院の院長にあつては、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額、」を加え、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

**一 六箇月 百分の百**

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第十五条の五第三項中「、三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、前項の表」を「前項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改める。

第十五条の八第二項中「、六月に支給する場合においては百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合においては百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）を「百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

**附 則**  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに附則第六項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けっていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定並びにこれに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十五条の五第二項から第五項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年島根県条例第四号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年島根県条例第五十二号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額

が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について改正後の条例第十五条の五第一項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに改正後の条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十五条の五第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（専門的教育職員の特例）

7 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第三条第三項に規定する専門的教育職員に係る施行日における職務

の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号）又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十一号）の規定の例による。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

9 職員の育児休業等に関する条例（平成四年島根県条例第九号）の一部を次のように改正する。

- 10 第五条の三第一項中「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に改め、「人事委員会規則」の下に「及び県教育委員会規則」を加える。

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第五条の三第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第七十号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第十八条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十四条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第一（第四条関係）

## 大学教育職給料表

教育職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 教育職員以外 の教育 職員	1		円	円	円	円
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
	特 1					580,000
	特 2					644,000
	特 3					713,000
	特 4					793,000
	特 5					854,000
	特 6					917,000
	特 7					1,003,000
再任用 教育職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表の5級の特1号給から特7号給までの号給は、大学の学長のみに適用する。

## 別表第二(第四条関係)

## 高等学校等教育職給料表

教育職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
再任用教育職員以外の教育職員	1		円		円		円		円
	2		—		—		314,600		409,700
	3		148,100		192,000		328,200		419,800
	4		154,400		199,100		341,500		429,400
	5		161,600		206,300		351,800		438,900
	6		169,500		214,000		362,000		448,400
	7		178,600		222,100		372,500		457,400
	8		188,600		233,300		382,400		466,300
	9		195,400		245,100		392,000		474,800
	10		202,300		257,000		401,600		483,900
	11		209,200		269,600		410,900		492,900
	12		216,500		282,500		419,800		503,000
	13		224,100		295,800		428,600		512,100
	14		232,500		309,500		436,900		520,600
	15		240,300		323,100		444,600		528,000
	16		248,300		335,800		452,100		532,500
	17		256,300		345,800		459,600		
	18		264,200		355,900		467,700		
	19		271,900		366,000		475,900		
	20		279,600		375,500		483,800		
	21		286,500		384,800		491,700		
	22		293,100		393,800		499,700		
	23		299,300		401,800		506,500		
	24		305,400		409,000		510,600		
	25		311,300		416,300				
	26		317,200		423,100				
	27		323,000		429,400				
	28		328,500		434,900				
	29		333,900		440,200				
	30		339,000		445,000				
	31		342,700		449,500				
	32		345,700		453,800				
	33		348,600		458,000				
	34		351,400		460,900				
	35		353,400						
	36		355,400						
	37		357,200						
	38		359,000						
	39		360,700						
	40		362,900						
			365,000						
再任用教育職員			240,800		286,800		359,000		436,200

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

**第二条** 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、三月一日」を削り、同条第二項中「、三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改め、「得た額（）の下に「大学の学長にあつては、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額、」を加え、「百分の百一十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第二十四条第三項中「、三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、前項の表」を「前項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改める。

第二十五条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の六十（特定幹部教育職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合においては百分の五十五（特定幹部教育職員にあつては、百分の七十五）を「百分の七十（特定幹部教育職員にあつては百分の九十）に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けっていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例の規定並びにこれに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二十四条第二項から第五項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年島根県条例第四号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年島根県条例第五十二号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号

に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について改正後の条例第二十四条第一項後段の規定の適用を受ける教育職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある教育職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）及び改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「二箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

### 島根県条例第七十一号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第十六条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十九条の四中「行なわなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改める。  
別表第一を次のように改める。

島根県知事

澄

田

信

義

## 別表第一（第五条関係）

## 中学校及び小学校教育職給料表

教職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 紙	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用教職員以外の教育職員	1		円 —	円 —		円 273,000		円 404,800	
	2		148,100	163,700		286,700		413,700	
	3		154,400	172,000		300,700		422,200	
	4		161,600	181,100		314,600		430,700	
	5		169,500	192,000		328,200		439,000	
	6		178,600	199,100		341,500		446,800	
	7		188,600	206,300		351,800		454,500	
	8		195,400	214,000		362,000		461,800	
	9		202,200	222,100		372,400		468,800	
	10		209,000	233,300		381,200		475,600	
	11		215,900	245,100		389,700		482,600	
	12		223,000	257,000		397,800		489,800	
	13		230,500	269,600		405,900		496,300	
	14		237,900	282,500		413,500		501,500	
	15		245,000	295,800		421,000		505,500	
	16		252,100	309,500		428,300			
	17		258,700	323,100		435,100			
	18		265,200	335,800		441,700			
	19		271,700	345,800		448,300			
	20		277,600	355,700		454,200			
	21		282,900	365,700		459,600			
	22		287,900	374,200		464,300			
	23		292,600	382,400		468,500			
	24		296,800	390,100		472,300			
	25		300,200	397,000		475,400			
	26		303,500	403,400		478,300			
	27		306,900	409,100					
	28		309,300	414,400					
	29		311,100	419,300					
	30		312,900	424,100					
	31		314,600	428,800					
	32		316,400	432,900					
	33		318,200	437,100					
	34			441,000					
	35			444,600					
	36			447,100					
再任用教職員			229,100	283,400		351,000		425,800	

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

**附 則****(施行期日)**

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、県教育委員会規則で定める。  
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び県教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号給等の基礎)
- 4 前二項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けっていた号給又は給料月額は、改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定並びにこれに基づく県教育委員会規則の規定及び県教育委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。  
(県教育委員会規則への委任)
- 5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

### 島根県条例第七十二号

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和三十年島根県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一月」を「一箇月」に改める。

第二条第一項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改める。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

**第二条** 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「、三月一日」を削る。

第二条第一項中「三月に支給する場合においては百分の五十、」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

島根県知事 澄田信義

**附 則****(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第一項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。  
(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

**島根県条例第七十三号****企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「こえて」を「超えて」に改める。

第十五条中「、三月」を削る。

## 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

## 島根県条例第七十四号

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例

島根県立自然公園条例（昭和三十六年島根県条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
目次を次のように改める。

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 指定（第四条・第五条）
- 第三章 公園計画及び公園事業（第六条—第十条）
- 第四章 保護及び利用（第十二条—第十七条）
- 第五章 風景地保護協定（第十八条—第二十三条）
- 第六章 公園管理団体（第二十四条—第二十九条）
- 第七章 雜則（第三十条—第三十二条）

島根県知事

澄

田

信

義

## 第八章 罰則（第三十三条—第三十七条）

## 附則

第一条中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に、「第五条」を「第四条」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「聞き」を「聴き」に改め、第二章中同条を第四条とする。

第六条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条から第十二条までを二条ずつ繰り上げる。

第十三条第三項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条第四項中「着手していた行為」の下に「若しくは第六号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十三条第四項中第九号を第十一号とし、同項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十三条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十三条第五項中「掲げる行為」の下に「若しくは同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第四章中第十三条を第十一条とする。

第十四条中「附する」を「付する」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第二項中「どる」を「執る」に改め、同条第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十五条を第十三条とする。

第十六条の見出しを「（中止命令等）」に改め、同条中「第十三条第四項の規定、第十四条」を「第十一條第四項の規定、第十二条」に、「附せられた」を「付けられた」に改め、「において」の下に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原状回復」に、「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命すべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当

の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十六条を第十四条とする。

第十七条第一項中「第十三条第四項」を「第十一條第四項」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第十三条第四項、第十五条第一項」を「第十一條第四項、第十三條第二項」に、「第十三条第四項各号若しくは第十五条第一項各号」を「第十一條第四項各号若しくは第十三條第一項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条第二項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条第一項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条を第十七条とする。

第六章中第二十七条を第三十七条とする。

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第五項」を「第十三条第五項」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第四号中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第五号中「第十九条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第六号中「第十九条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第七号中「第二十条第五項」を「第三十条第五項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十五条中「第十五条第二項の規定による処分」を「第十三条第二項又は第二十七条の規定による命令」に、「三十万円」

を「五十万円」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十二条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十三条中「第十六条」を「第十四条第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第三十三条规定する。

第六章を第八章とする。

第五章中第二十二条を第三十二条とする。

第二十一条第一項中「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に、「附せられた」を「付せられた」に、「第十四条」を「第十二条」に、「第十五条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十条第一項から第三項までの規定中「かき」を「垣」に改め、同条第五項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第三十条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

## 第五章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

**第十八条** 知事、市町村長又は第二十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）

二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 風景地保護協定の有効期間

五 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合すること。

4 市町村長が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

（風景地保護協定の縦覧等）

**第十九条** 知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があ

つたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から一週間関係者の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

**第二十条** 知事は、第十八条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容が、第十八条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。  
(風景地保護協定の公告等)

**第二十一条** 知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

**第二十二条** 第十八条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

**第二十三条** 第二十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第六章 公園管理団体

(指定)

**第二十四条** 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活

動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

**第二十五条** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- 二 県立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- 三 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（連携）

**第二十六条** 公園管理団体は、県との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（改善命令）

**第二十七条** 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に

必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

**第二十八条** 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

**第二十九条** 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

3 島根県屋外広告物条例(昭和四十九年島根県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第五条」を「第四条」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年島根県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第六号の上欄の1中「第九条第三項」を「第七条第三項」に改め、同欄の2中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同欄の3中「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に、「第六号」を「第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同欄の4中「第十三条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同欄の5中「第十三条第六項」を

「第十一條第六項」に改め、同欄の6中「第十三條第七項」を「第十一條第七項」に改め、同欄の7中「第十四條」を「第十二條」に、「1」を「3」に改め、同欄の8中「第十五條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同欄の9中「第十五條第二項」を「第十三條第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同欄の10中「第十五條第四項」を「第十三條第四項」に改め、同欄の11中「第十五條第六項」を「第十三條第六項」に改め、同欄の12中「第十六條の規定による」を「第十四條第一項の規定による中止」に、「とる」を「執る」に改め、同欄の13中「第十七條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同欄の14中「第十七條第二項」を「第十五條第二項」に改める。

島根県立三瓶山北の原野営場条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

### 島根県条例第七十五号

島根県立三瓶山北の原野営場条例の一部を改正する条例

島根県立三瓶山北の原野営場条例（昭和四十五年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条を第五条とする。

第九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とし、第十条を第七条とし、第十二条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（管理の委託）

第九条 知事は、野営場の管理を財団法人三瓶フィールドミュージアム財団（以下「管理受託者」という。）に委託する。

## (使用料)

**第十条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、管理受託者に對して使用料を支払わなければならぬ。**

2 使用料は、管理受託者にその収入として收受させる。

3 使用料は、別表に掲げる基準額に〇・八を乗じて得た額から当該基準額に一・二を乗じて得た額までの範囲内の額で、管理受託者が知事の承認を受けて定める額とする。

## (使用料の減免)

**第十一條 管理受託者は、知事の承認を受けた基準により、使用料の減免をすることができる。**

第十二条を次のように改める。

## (使用料の不還付)

**第十二条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、第五条の規定により野営場の利用が禁止され、又は制限されたことにより施設等が使用できなくなつたときは、この限りでない。**

第十四条中「第七条」を「第四条」に改める。

別表中「第四条関係」を「第十条関係」に改め、同表の一の表中「施設使用料」を「施設の基準額」に、「使用料の額」を

「基準額」に、	一サイト一夜につき	九百二十円
	一サイト一回につき	四百六十円
	一サイト一夜につき	九百二十円
	一サイト一回につき	四百六十円

を

テント一張り一夜につき	九百二十円
テント一張り一回につき	四百六十円
テント一張り一夜につき	九百二十円
テント一張り一回につき	四百六十円

に改め、同表

備考中三を四とし、二を三とし、一を二」とし、同表備考に一として次のように加える。

一 この表において、テントとは、テント、タープその他これに類するものをいう。

別表の二の表中「設備使用料」を「設備の基準額」に、「使用料の額」を「基準額」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県立三瓶山北の原野営場条例第三条第一項の規定により施設及び設備の使用の許可を受けている者に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

#### 島根県条例第七十六号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成二年島根県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三瓶山」の下に「及びその周辺地域」を加える。

第三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 三瓶小豆原埋没林公園（以下「埋没林公園」という。）

第七条中「天体を観覧しようとする者」の下に「及び埋没林公園の埋没木その他の展示物（以下「埋没木等」という。）を観覧しようとする者」を加える。

第九条第一号中「又は自然館」を「自然館」に改め、「天体を観覧することができなくなつたとき」の下に「又は埋没木等を観覧することができなくなつたとき」を加える。

別表第二中「観覧料の額」を「観覧料の額（一人一日につき）」に、「団体（二〇人以上の場合をいう。）」を「団体（二〇人以上の場合をいう。）の場合その他知事が別に定める割引制度に該当する場合」に改め、同表に次のように加える。

埋没木等 を観覧す る場合	天体運行 の投影、 全天周映 画、展示 物又は埋 没木等を 観覧する 場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は これらに準ずる者	その他の者（未就学児を除く。）	一〇〇円	一人につき 八〇円
特別企画展開催期間 以外		小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は これらに準ずる者	一人につき 二四〇円	三〇〇円	一人につき 二五〇円
五五〇円	四四〇円	その他の方（未就学児を除く。）	一人につき 六〇〇円	七五〇円	一人につき 二〇〇円

別表第三中「又は天体」を「天体又は埋没木等」に改める。

**附 則****（施行期日）**

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

**（経過措置）**

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第七条の規定により別表第三に定める観覧料を納付した者は、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成三年島根県規則第五十五号）第九条の規定により施行日前に交付された年間観覧券の有効期間内においては、当該観覧券を呈示することにより、三瓶小豆原埋没林公園の埋没木その他の展示物を観覧することができる。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

**島根県条例第七十七号**

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例

**（目的）**

**第一条** この条例は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「出資法人」という。）の主旨的な運営を確保とともに、県の指導監督を充実することによって、出資法人の健全な運営を図り、もって県が出資法

人とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において「経営評価」とは、出資法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他の出資法人の経営目的に応じて必要な視点から、当該出資法人自らが経営全体を分析し、その結果に基づき総合的に評価を行うことをいう。

2 この条例において「評価対象法人」とは、別表に掲げる県の人的及び財政的支援の状況並びに県の出資の割合から、経営評価を実施する必要があると認められる出資法人をいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、出資法人に対してその担う役割が十分發揮できるよう必要に応じて関与とともに、適切な指導監督を行うものとする。

2 県は、前項に規定する関与及び指導監督の実施に当たっては、出資法人の健全な運営が確保されるように配慮するものとする。

(経営評価の実施)

**第四条** 評価対象法人は、経営評価を毎会計年度終了後遅滞なく行わなければならない。

2 評価対象法人は、前項の経営評価の結果を記載した報告書（以下「経営評価報告書」という。）を作成し、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(知事等の評価)

**第五条** 知事等は、前条第二項の規定による経営評価報告書の提出があつたときは、これをあらかじめ定める基準によって、評価するものとする。

2 知事等は、前項の評価を記載した評価調書を作成するものとする。

(評価調書等の公表)

**第六条** 知事等は、前条に規定する評価調書を作成したときは、これを第四条第一項の経営評価報告書とともに議会に提出し、かつ、これらを遅滞なく公表するものとする。

(知事等の必要な措置の実施)  
**第七条** 知事等は、第五条第一項の評価により経営改善が必要と認められる評価対象法人に対して助言又は指導を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。  
(委任)

**第八条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条から第七条までの規定は、評価対象法人が実施する平成十五年度事業に係る経営評価から適用する。

別表(第二条関係)

- 財団法人島根県育英会
- 財団法人北東アジア地域学術交流財團
- 財団法人しまね海洋館
- 財団法人しまね女性センター
- 財団法人島根県並河萬里写真財團
- 財団法人島根県文化振興財團

財団法人しまね国際センター

財団法人三瓶フィールドミュージアム財団

財団法人島根ふれあい環境財団二十一

財団法人島根難病研究所

財団法人島根県環境保健公社

財団法人しまね長寿社会振興財団

社会福祉法人島根県社会福祉事業団

財団法人島根県障害者スポーツ協会

財団法人しまね農業振興公社

社団法人島根県畜産開発事業団

財団法人島根県みどりの担い手育成基金

社団法人島根県林業公社

財団法人くにびきメッセ

財団法人ふれあいの里奥出雲財団

社団法人島根県観光開発公社

財団法人しまね産業振興財団

財団法人ふるさと島根定住財団

財団法人島根県勤労福祉事業団

島根県土地開発公社

平成14年12月27日

島根県報

号外第117号 (48)

平成十四年十二月二十七日発行

発行者

島

根

県

印鑑行所  
松江市殿町  
市学園南  
松島陽根  
印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円  
(送料共)

毎週火・金曜日発行

財団法人島根県建設技術センター

島根県住宅供給公社

財団法人島根県建築住宅センター

財団法人島根県暴力追放県民センター